事例番号:290052

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) 今回の妊娠経過

妊娠 24 週頃- 腹部緊満の自覚あり

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 32 週 2 日

- 11:40 下腹部痛あり搬送元分娩機関を受診
- 12:55 腹部緊満弱くなり一旦帰宅
- 21:50 下腹部痛・腰部痛出現したため搬送元分娩機関を受診、子宮口 開大 6-7cm
- 22:45 当該分娩機関へ母体搬送され入院 胎児心拍数陣痛図で変動一過性徐脈が散発

4) 分娩経過

妊娠 32 调 3 日

- 0:55- 胎児心拍数陣痛図にて軽度遷延一過性徐脈を認めるが基線細 変動は中等度
- 1:01 経腟分娩

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:32 週 3 日
- (2) 出生時体重:1638g
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.385、PCO2 36.4mmHg、PO2 37.5mmHg、

 HCO_3^- 21. 3mmo1/L, BE -2. 7mmo1/L

- (4) アプガースコア:生後1分9点、生後5分9点
- (5) 新生児蘇生: 実施せず
- (6) 診断等:

出生当日 極低出生体重児、呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

生後 37 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症と診断

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医1名

看護スタッフ:助産師1名、看護師1名、准看護師1名

〈当該分娩機関〉

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名、小児科医1名

看護スタッフ:助産師2名、看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は解明困難だが、妊娠経過中の胎児循環障害や出生後早期の呼吸・循環障害が関与した可能性があると考える。
- (3) 児の未熟性が PVL 発症の背景因子となった可能性があると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

- 1) 妊娠経過
- (1) 妊娠 24 週までの管理は概ね一般的である。
- (2) 妊娠24週に切迫早産兆候を認めた際の対応(子宮収縮抑制薬の処方)、および以後の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 搬送元分娩機関において、妊娠32週2日に朝から下腹部痛を認め受診としたこと、受診後、分娩監視装置装着および子宮収縮抑制薬内服としたことは一般的であるが、内診または子宮頸管長測定を実施せずに帰宅としたことは一般的ではない。
- (2) その後、下腹部・腰部に痛みがあり、内診にて子宮口が 6-7cm 開大している 状況で、当該分娩機関に母体搬送したことは一般的である。
- (3) 当該分娩機関における入院時検査および分娩管理(分娩監視装置装着)は 概ね一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 出生後、呼吸障害を認めた際の新生児処置(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、肺サーファクタント吸入剤の投与)は一般的である。
- (2) 高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき 事項

(1) 搬送元分娩機関

- 7. 正期産に満たない妊産婦に切迫早産兆候を認めた場合には、内診または 経腟超音波断層法により子宮頸管を評価することが望まれる。
- イ. 観察した事項および実施した処置に関しては、診療録に正確に記載する ことが望まれる。

【解説】本事例は妊娠 11 週以降の血圧の記載がなかった。観察事項は 詳細を記載することが重要である。

(2) 当該分娩機関

- ア. 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。
 - 【解説】本事例は早産であり、子宮内感染が関与した可能性が考えられるため、胎盤病理組織学検査は、その原因の解明に寄与する可能性がある。
- イ. 観察した事項および実施した処置に関しては、診療録に正確に記載する

ことが望まれる。

- 【解説】本事例は新生児処置の経過のうち処置実施時の詳細な診療行為、および児の状態に関する記載がなかった。観察事項や新生児に対して行われた処置は詳細を記載することが重要である。
- 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討 すべき事項
- (1) 搬送元分娩機関なし。
- (2) 当該分娩機関

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後 の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要であ る。

- 3) わが国における産科医療について検討すべき事項
- (1) 学会・職能団体に対して

胎児心拍数陣痛図や臍帯動脈血ガス分析値に高度の異常を認めず、さらに 出生後の経過にも異常を認めない早産児において、どの程度の頻度で脳室 周囲白質軟化症がみられるのか、また、その発症機序に関する調査・研究を 行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。